

京都市上下水道企業管理規程第2号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年5月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第12条第1項ただし書中「の長（）」の右に、「総務課にあつては財産担当課長が所掌する事務に限り財産担当課長とし、」を加える。

第14条の2第1項中第4号及び第5号を次のとおり改める。

(4) 農林債

(5) 商工債

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)